

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年9月1日

担当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 柳 多賀子
	主任賃金指導官 皆川 豊
	賃金指導官 齊藤 千可土
電	話 03-3512-1614

東京都最低賃金を 1,280 円に引き上げます

= 発効日は令和 8 年 10 月 1 日です =

東京労働局長（増田 嗣郎）は、東京都最低賃金を 54 円引き上げ、時間額 1,280 円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年 6 月 30 日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 本田 敦子）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8 月 5 日、現行の時間額 1,226 円を 54 円引き上げて 1,280 円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額 1,280 円とする決定を行い、本日（9 月 1 日）官報公示を行いました。

効力発生日は令和 8 年 10 月 1 日です。

- 2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、各種助成金制度を設けています。

このほか、中小企業・小規模事業者の支援事業として、助成金をはじめさまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
引上げ額	2 5 円	2 6 円	2 7 円	2 8 円	0 円
引上げ率	2 . 7 6 %	2 . 7 9 %	2 . 8 2 %	2 . 8 4 %	0 . 0 0 %
時 間 額	9 3 2 円	9 5 8 円	9 8 5 円	1 , 0 1 3 円	1 , 0 1 3 円

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
引上げ額	2 8 円	3 1 円	4 1 円	5 0 円	6 3 円
引上げ率	2 . 7 6 %	2 . 9 8 %	3 . 8 2 %	4 . 4 9 %	5 . 4 2 %
時 間 額	1 , 0 4 1 円	1 , 0 7 2 円	1 , 1 1 3 円	1 , 1 6 3 円	1 , 2 2 6 円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

4 業務改善助成金等の支援施策

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

賃上げ支援助成金パッケージ（別添 1 及び別添 2 リーフレット参照）

賃上げ支援助成金パッケージに掲載の助成金及び業務改善助成金についてポイントを簡単にまとめています。各種助成金に関するお問い合わせは、東京働き方改革推進支援センター（電話 0120 - 232 - 865）にお尋ねください。

東京働き方改革推進支援センター（別添 3 リーフレット参照）

厚生労働省委託事業として、「東京働き方改革推進支援センター」（電話 0120 - 232 - 865）を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮等の雇用管理改善等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。